

平成三十年政令第二百五十一号

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）附則第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（高年齢者等雇用安定法第三十八条第五項等の規定による労働者派遣事業に関する経過措置）

第一条 高年齢者等の雇用安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号。以下この項において「高年齢者等雇用安定法」という。）第三十八条第五項（高年齢者等雇用安定法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による労働者派遣事業（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第三号に規定する労働者派遣事業をいう。）に関しては、シルバー人材センター（高年齢者等雇用安定法第三十七条第二項に規定するシルバー人材センターをいう。第三項において同じ。）又はシルバー人材センター連合（高年齢者等雇用安定法第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合をいう。第三項において同じ。）を派遣元事業主（労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣元事業主をいう。以下同じ。）とみなして、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）附則第七條第一項及び第八條第一項の規定を適用する。

2 整備法附則第七條第二項の規定は、前項の規定により同条第一項の規定が適用される派遣先（労働者派遣法第二条第四号に規定する派遣先をいう。以下同じ。）について準用する。

3 整備法附則第八條第二項の規定は、第一項の規定により同条第一項の規定が適用されるシルバー人材センター及びシルバー人材センター連合について準用する。

（建設業務労働者就業機会確保事業に関する経過措置）

第二条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号。以下この条において「建設労働法」という。）第三十六条第一項に規定する送出事業主（以下この項及び以下条において単に「送出事業主」という。）及び行う建設業務労働者就業機会確保事業（建設労働

法第二十条第十項に規定する建設業務労働者就業機会確保事業をいう。次条第一項において同じ。）に関しては、建設業務労働者就業機会確保契約（建設労働法第四十三条に規定する建設業務労働者就業機会確保契約をいう。）を労働者派遣契約（労働者派遣法第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。）と、受入事業主（建設労働法第四十三条第三号に規定する受入事業主をいう。第三項及び次条第一項において同じ。）を派遣先と、建設業務労働者の就業機会確保（建設労働法第二条第九項に規定する建設業務労働者の就業機会確保をいう。次条において同じ。）を労働者派遣（労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。次条第二項において同じ。）と、送出事業主を派遣元事業主と、送出労働者（建設労働法第二条第十一項に規定する送出労働者をいう。次条第一項において同じ。）を派遣労働者（労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。次条第一項において同じ。）とみなして、整備法附則第七條第一項前段の規定を適用する。

前項の規定により整備法附則第七條第一項前段の規定を適用する場合における整備法附則第二十条の規定による改正後の建設労働法（次条において「新建設労働法」という。）第四十四条の規定の適用については、同条の表中

Table with 2 columns: Item (項目), Content (内容). Item: 第二十六條第七條第一項建設労働法第四十三條. Content: とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

により読み替えて適用する整備法第五条の規定による改正後の労働者派遣法第三十条の五に規定する協定対象送出労働者をいう。）を協定対象派遣労働者（整備法第五条の規定による改正後の労働者派遣法第三十条の五に規定する協定対象派遣労働者をいう。）と、受入事業主を派遣先とみなして、整備法附則第八條第一項前段の規定を適用する。

前項の規定により整備法附則第八條第一項前段の規定を適用する場合における新建設労働法第四十四条の規定の適用については、同条の表

Table with 2 columns: Item (項目), Content (内容). Item: 第三十四條第四十條の六第一第四十條の六第三項. Content: 第四十條の六第一第四十條の六第三項又は第三項

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

とあるの

第四十条の六この法律（業務の範囲等
第一項第五
号及び第四
十一号第一
号イ
と
あ
る
の
は

第四十条のこの法律（業務の範囲等
六第一項
第五号及
び第四十
一条第一
号イ
第四十一号第三十第三十五号又は働き方改
革推進法附則第八号
第一号ハ
五号
一
項
前
段

と、同表第四十八号第一項の項中「又は」とあるのは、「働き方改革推進法（附則第八号第一項前段の規定に限る。）又は」と、同表第四十九号第一項の項中「関する規定を除く。」とあるのは「関する規定を除く。」又は働き方改革推進法（附則第八号第一項前段の規定に限る。）と、同表第四十九号の三第一項の項及び第五十号及び第五十一号第一項の項中「規定を除く。」とあるのは「規定を除く。」、働き方改革推進法（附則第八号第一項前段の規定に限る。）と、同表と、同表

第六十一号第三十五号の三、第三十六号
と
あ
る
の
は

第六十一号第三十五号の三、第三十六号	第六十一号第三十五号の第三十六号
第三号 三、第三十 六号	第六十一号第三十五号
第六十一号第三十五号又は働 き方改革推進法 附則第八号第一 項前段	第六十一号第三十五号
第四号	第六十一号第三十五号

3 整備法附則第八号第二項の規定は、第一項の規定により同条第一項前段の規定が適用される港湾派遣元事業主について準用する。

附則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条第二項及び第三項、第二条

第三項、第三条第三項、第四条第三項並びに第五号第三項の規定は、公布の日から施行する。
附則（令和元年六月一日政令第二十七号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（第二号において「整備法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条、第十条及び第十一条（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令附則の改正規定に限る。）並びに次条から附則第五条までの規定 公布の日